

## 鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定スケジュールについて

### 1 概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）」及び環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき県において策定している当該計画について、現行計画の期間が令和 3 年度末となっていることから、次期計画の策定について本審議会自然・鳥獣部会に諮る予定であるもの。

（計画期間：令和 4 年度～令和 9 年度）

### 2 第 13 次鳥獣保護管理事業計画について

人と野生鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、本県における鳥獣の保護及び管理の方向性について示すとともに、鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣管理計画の作成などに関する事項を定めるもの。

### 3 第二種特定鳥獣管理計画について

生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認める場合に、都道府県において当該鳥獣の管理に関する計画を定めるもの。

（対象鳥獣：ニホンジカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシ）

### 4 今後のスケジュール（予定）

年度	時期	主な手続き等
R 3	～6 月	関係機関及び学識経験者との検討
	7～9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種特定鳥獣に係る管理検討委員会開催（計画素案の検討）</li> <li>・国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」公表</li> </ul>
	9～10 月	環境審議会自然・鳥獣部会における審議
	11～12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への照会</li> <li>・中間案の調整</li> <li>・パブリックコメント実施</li> <li>・上記を踏まえた最終案の調整</li> </ul>
	1 月頃	環境審議会自然・鳥獣部会からの報告
	3 月	計画策定
R 4	4 月 1 日	計画施行